

モンゴル国における 土地私有化政策とローカルな実践 ——冬用キャンプ地の価値と権利をめぐる

●キーワード●

ポスト社会主義
モンゴル
牧畜
グローバル／ローカル
ウブルジュ（冬営地）
権利

風戸真理

Kazato
Mari

京都大学地域研究統合
情報センター研究員

I はじめに——体制変化と土地の私有化

モンゴル国では一九九〇年代以降、社会主義から市場経済化・民主化への「移行」プロセスの一環として土地の私有化政策が進展している。とくに牧畜地域では「冬用キャンプ地」に対する権利の固定化が進められている。本稿は、冬用キャンプ地の扱いの変化を牧民の視点から検討することを通して、土地に対する権利の明文化をはじめとするポスト社会主義的な変化に、ローカルな人びとがどのように対応しているのかを議論する。冬用キャンプ地は、モンゴルの牧畜のなかできわめて重要な実践的意義をもつと同時に、牧畜

地域における土地に対する権利の法制化・固定化の最前線でもある。つまり私的所有権に基盤をおく近代西洋的な権利の概念とモンゴルのな所有に対する考え方がせめぎあう[Sheath 2002: 19]。グローバルな価値とローカルな価値が接合する場であるといえる。そこで、冬用キャンプ地の創設、利用、価値づけに関する実践を手がかりに、牧民たちが「移行」というかたちのグローバリゼーションにどのように対応しているのかを考察する。

これまでの、移行期のモンゴル牧畜地域における社会変化についての研究は、一九九一～一九九三年に実施された牧畜生産組織の民営化による経営組織の変

要 旨

モンゴル国の牧民による冬用キャンプ地の利用・価値づけ・権利のあり方を検討することを通して、彼らが土地私有化政策をはじめとするポスト社会主義期の社会変化にどのように対応しているのかを議論した。国家は土地に対する権利の法制化を図った。だが牧民はキャンプを固定しようとせずローカルな利用と権利のあり方も併存していた。

目 次

- I はじめに——体制変化と土地の私有化
- II ウブルジュの概要
- III ウブルジュの構造物の分配
- IV 分配後のウブルジュの利用と権利
- V 利用が生む価値と権利
- VI おわりに——法的権利とローカルな実践の関係

化に関する研究と「二木 一九九三・今岡 一九九三・蒼野 一九九五・風戸 二〇〇三」、その後に進進された土地私有化政策に関係するものに分けられる。前者の詳細は別稿「風戸 二〇〇三」に譲る。後者について検討すると第一に、一九九四年以降改訂を重ねられてきた土地に関する法律が丁寧と和訳、解釈され「湊 二〇〇二」、法学をはじめとする政治経済的な視点からの分析がなされてきた「松本 二〇〇六」。第二に、土地法と草地の持続的な利用との関係を議論する環境社会学的な研究がある。モンゴルの草地には、降雨量と気温という二つの気候要素により状況が大きく変化するという特徴があり、とくに南部のゴビ地域は「非均衡的な放牧シス

テム」に該当する [Ellis et al. 1983: 3; Sneath 1999: 270-272]。このような条件を考慮してモンゴルの牧畜の持続的発展を考える論者は、私的所有ではなくさまざまなレベルでのコミュニティを基盤とした共同管理 [Means 1986; Fernandez-Gimenez 2002]、そして季節的な遊動の技法をはじめとするモンゴル在来の環境知識 (TEK: Traditional Ecological Knowledge) にもとづく土着の土地制度の尊重を提案してきた [Fernandez-Gimenez 2000]。第三は、土地に対するローカルな権利のあり方について歴史的な視点から検討するものがある。ロブサンドルジは文献資料に依拠して、紀元前二〇〇年ごろから二〇世紀初頭までのモンゴルにおける土地と人間の関係について、定住文化のそれが私的所有 (*ynochion*) を基盤とするのに対して、遊牧文化において土地は支配・占有・利用する (*ezemshikh*) 対象であったと述べている [ロブサンドルジ 二〇〇五(二〇〇四): 一六]。スニース [Sneath 2002] も語彙分析の手法を用いて同じ結論にいたった。すなわち、一三世紀以降のモンゴルにおける政治、経済、財産に関する土着の概念を分析し、モンゴルでは経済領域の定義そのものが統治的権威の概念に依拠しており、私有財産 (*private property*) は全体のなかの分け前 (*share*) と観念されていると指摘したのである [Sneath 2002]。

以上の先行研究はまず、土地を囲い込み私有化するることにより牧地を保護できるという近代西洋的な土地所有概念にもとづく土地に関する権利の法制化が輸入されたことについて、アフリカや内モンゴルでの経験と失敗を参照しながらモンゴル政府の政策を批判的に検討している。それに加えて、歴史を遡ってモンゴル独自の遊牧的な土地と人間の関係を示すことで、西洋的

な思想に対抗するモンゴル土着の伝統的な論理の存在を提示している。これに対して本稿は、土地私有化政策の実施以前に行われた、牧畜資本の民営化の一環としての冬のキャンプ地の分配とその後の利用の変化の実際を詳細に記述することにより、「モンゴル牧畜地域における土地の私有化」として語られることの内幕を、牧民の視点から明らかにする。具体的にはザブハン県テルメン郡を例に、冬のキャンプ地をめぐる利用、価値づけ、権利に関する事例を詳細に記述することを通して、牧地に対する政府の施策とローカルな人びとによる扱いの相違とその時間的な変化について検討する。

モンゴルの牧畜は、おもに草地に依存して家畜を飼育するため、季節的に適切な異なる場所にキャンプサイトを移す「遊牧」である。モンゴルには「ハワル」(*khawar*: 春)、「バン」(*ban*: 夏)、「ナムル」(*namur*: 秋)、「ウブル」(*ubul*: 冬)とよばれる四つの季節がある。とりわけ冬は草地が氷雪に覆われ、家畜にとつてきわめて厳しい季節となる。冬用のキャンプ地は厳しい環境のなかで家畜を生き残らせるため、四季のキャンプ地のなかでもっとも重要であると考えられている。

冬用のキャンプ地はモンゴル語で「ウブルジュ」(*ubulju*: ①冬営地、②冬の遊牧地 [小沢 一九八三]) とよばれる。そこには、家畜を寒さから守るための木製、石組み、あるいはコンクリートも利用して建設した畜舎と家畜囲いが建っている。だが気象条件の経年変動の大きいモンゴルでは、特定地点における年毎の草地の状態は一定しない。このため、特定のウブルジュの施設を充実させることも、年に応じて適切な場所をウブルジュとして選択することも牧民の重要

な技量のひとつである。

モンゴルの牧畜地域では一九五〇年代後半から一九九〇年代初頭にかけて社会主義政策のもと、牧畜の集団化が行われた。すなわち、牧民のほとんどが社会主義的な牧畜協同組合、「ネグデル」(*negdel*) の組合員とされ、生産手段であるすべての家畜、畜舎、家畜囲いがネグデルの共有財産とされた (この時期を以下では「ネグデル期」とよぶ)。家畜は種、性、年齢ごとに分けられたうえで二〇〇〇〜二〇〇〇頭からなる大規模群として編成され、その管理が牧民に委託された。^{3*}

ところが一九九〇年代初頭、国家体制の変化にとともにネグデルは解体された。ネグデルの財産である家畜、畜舎、囲いなどは元ネグデル員に分配され、私有化された。そのさいの基本的な理念は、一九五〇年代後半にネグデルの財産として共有化された牧畜の生産手段を「もとの所有者に返す」ことであつた。だが四〇年以上の時を経て元ネグデル員の世代交代も進んでいたため、家畜や畜舎をもとの持ち主に返すことは不可能になっていた。

家畜や畜舎が私有化された一方で、牧地すなわち土地は体制変化後も国有のままであつた。ところが世界銀行やアジア開発銀行をはじめとする国際諸機関は、モンゴル国政府に対して土地の私有化を要求した。その理由としては第一に、私有財産(制)の確立こそは社会主義システムから市場経済化と民主化への移行基盤であるという理念があつた [Sneath 2002: 102]。第二に、移行期に入ってから深刻化している経済危機の打開という経済発展の効果が見込まれた。世界銀行は、ネグデル民営化の効果を発揮するためには、牧畜経営

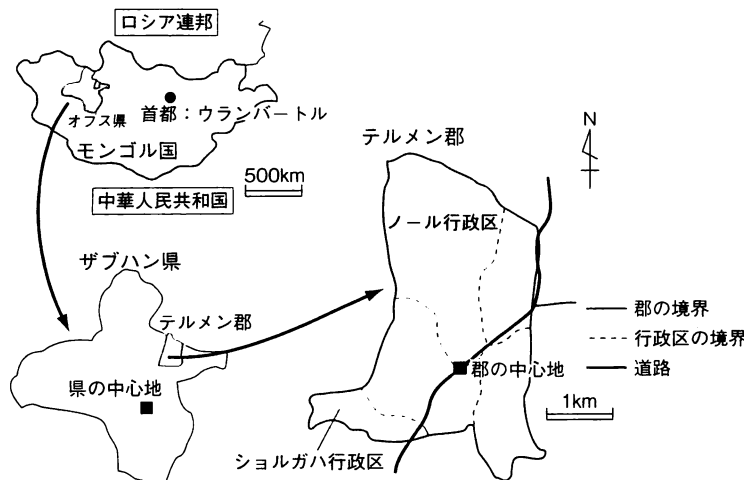


図1 調査地

の単位を世帯としたうえで、土地の私有化を進めることが必要であると主張した〔Sheep 2002: 195〕。これらに加え、急激な市場経済化のなかで都市近郊では局地的に過放牧による草地荒廃が起きていることから、土地に対する権利の所在を確定し保護すべきだという考え方があった。法学分野のモンゴル知識人N・トゥメンバヤルは、体制転換にともなうとくに辺境地域のインフラ機能が低下したため、遠隔地の住民が首都ウランバートルをはじめモンゴル国内の都市三つが集中し

ている中央北部に移動し、このため都市近郊域では局所的な過放牧と牧地荒廃が生じていると指摘したうえで、この状況を打開するためには従来の土地利用に代わる、明文化された個別的な土地利用の方法を導入しなければならぬと述べている〔Tumenbayar 2000: 7〕。

このような圧力のもとモンゴル国政府は、牧畜用地の「所有権」(ownlekh ehkh)は基本的に国に属するとしながらも、すべての牧畜世帯に対してウブルジューを占有する権利すなわち「占有権」(uzemsnikh ehkh)を与えた。つまり、牧畜地域において土地に対するある種の権利の法制化・固定化が行われたのである。モンゴル国の土地法では土地に対する権利は三種類に区分される。すなわち、所有権、占有権、利用権 (ashgash ehkh) である。⁴⁾

本稿のもととなるデータは、ザブハン (Zavkhan) 県テルメン (Telmen) 郡 (図1) とその周辺で二〇〇三年一月、二〇〇四年七月に収集した。テルメン郡は首都から西へ約九六〇キロメートルのところにあり約三五万ヘクタールの行政領域である。この地域は標高約一六〇〇〜二六〇〇メートルのハンガイ山脈地域に位置し、植生はおもに森林性草原である。⁵⁾ テルメン郡ではとくに冬の寒さが厳しく、寒波の強い年にはマイナス四〇〜四八℃まで下がる (Dagvadorj 1997)。テルメン郡の住人はモンゴル人で、人口約三〇〇〇人が約七三一世帯をなし、うち五三八世帯が四季をとおして牧畜に従事する牧畜世帯である (二〇〇三年二月現在、テルメン郡役場作成統計)。家畜はヒツジ、ヤギ、ラクダ、ウマ、ウシが合計約六万二〇〇〇頭飼育されている (同上統計)。郡の領域は五つの行政区に分かれ、おもにショルガハ行政区 (牧畜世帯数は九七) とノール行政区 (八八) で資料を収集した。⁸⁾ 調査方法は、現在の郡役場の役人、各行政区長、そして社会主義期の幹部からの聞き取りと、役場の統計・行政文書の収集、そして約五〇名の牧民からの聞き取りである。⁹⁾ できるかぎり多くの人に同じ問題について質問した。

Ⅱ ウブルジューの概要

1 ウブルジューとは

テルメン郡ノール行政区の牧民TSD (六〇歳¹⁰⁾ 男性は、「牧民はウブルジューをこそ慎重に選ぶべきだ。他の季節のキャンプ地と比べてウブルジューこそが牧畜をうまくやっていくうえで重要だ。ウブルジューには寒い場所や雪の多い場所はだめだ」と、冬の気象条件が厳しいテルメン郡で家畜を維持していくうえでのウブルジュー選びの重要性を強調した。人びとの行政区分も、その人のウブルジューがどの行政区域にあるかで決まる。

各ウブルジューには名前がついている。テルメン郡役場の台帳には、郡内のすべての、二〇〇三年現在利用されているウブルジューの名前がその利用者などの情報とともに記載されている。台帳からは、ウブルジューの多くは一語からなる名前をもつことがわかる。たとえばショルガハ行政区では、ウブルジューの名前は三五のうち一四 (四〇パーセント)、またノール行政区では五六のうち二七 (四八パーセント) が一語からなる。春のキャンプ地にも名前はあるが、夏と秋のキャンプ地には名前がなく、近くの井戸や谷の名前を利用して「〇〇の裏」などと記述的に表現する。

ウブルジューという語は文脈依存的で多義的であ

る。それはウブルジューの機能の多属性と関連している。そこでウブルジューの機能を三つの側面に分けて検討する。第一に、人びとの冬場の居住地かつ夜の家畜の寝場所、第二に冬場の放牧地、第三に草刈り場としてである。

ウブルジューの第一の機能は人と家畜が寒さから身を守り冬を越すための場である。このためウブルジューの施設は、畜舎や家畜囲いをはじめ、ブンス(Buns)とよばれる早生まれの仔ヒツジを収容するための外気を遮断する木造小屋、刈草を保存する囲い、燃料としての牛糞を入れる囲い、人の生活空間の防寒対策としての住居囲い、便所、倉庫などからなる。この地域の設備の整ったウブルジューは、遠くから見ると山裾に構えられた要塞のようであり、中に入ると迷路のようである。畜舎は南が開口部となっていて、北側は北西風から家畜をまもる屋根で覆われている。その丸太組みの壁は表面が牛糞で塗り固められ保温性が高い。ここには出産前後のウシ、ヒツジ、ヤギやその仔が収容される。家畜囲いは、簡単な防寒と、弱小個体を他個体からの攻撃から守るための施設である。畜舎も囲いも、内部が壁でいくつもの小部屋に仕切られている。これは、家畜を種・性・年齢によって分けて収容するため、また大きな囲いに多数の家畜を収容すると家畜が瘦せると考えられているためである。

ウブルジューの第二の機能は放牧地であるが、人びとはこれを他人から守ると同時に、自らのウブルジューの限りある資源を計画的に利用しようと努めている。上述のTsDは言う。「隣接するウブルジューとしては、その境界が昔から山の稜線や谷筋などを目印に決まっています、自分の家畜がそれより向こう側へ

行かないように注意してきた。これはビョートルの時代(ロシア皇帝の名前を用いて革命以前の時期を表現している)から決まっています。今もこれに従う。ネグデルも現在も、昔から使われていたウブルジューを使っているから」とはいえ家畜は境界など構わず、よい草のあるところへ行く。比較的降水量の多いテルメン郡では、春から秋には放牧地利用に関して人びとは互いに寛容であるが、冬の放牧地利用をめぐる葛藤が表面化することもある。TsDによれば一九八五年ごろ、二人の男性のあいだでウブルジューの利用をめぐる殺傷事件が起きた。当時、壮年のChhDと高齢のChhKhは五〜六キロメートルの距離で隣接したウブルジューを利用していた。ある日、ヒツジ・ヤギの群れを放牧していた二人は草原で、「うちの草地(Belach)で食わせた」「うちの草地に家畜を入れた」といって口論になった。ついに殴りあいになり、ChhKhが亡くなった^{*12}。

TsDによれば、冬は牧草を計画的に利用することを目的として、牧童がヒツジ・ヤギの群れを一日中見張って統率する。ほかの季節には放牧地の草がよいので、群れを見張るのは、ほかの放牧群と混ざり合うのを避けるためだが、冬は事情が異なる。「冬は草(Belchen)が少ないから、日の入りまで丸一日群れに随行して見張る(Shavutakht)。ここでは積雪は約二〇センチメートルに達し、ヒツジ・ヤギがこれをかきわけて食べると、踏んだ跡やかき分けた跡の雪は固くなり、二度と採食できなくなる。だから毎日、「ここ」と決めた場所の範囲内だけに家畜をとどめて食わせる。他のところに踏み入らせない。ただし一日のあいだに同じところばかりいるとダメなので、その日に食べさ

せると決めた範囲をさらに細かく区分して、ひとつの区画で食べさせたあと次の区画に移動させ、しらみつぶしに食べさせる」。

最後に、草刈り場としてのウブルジューについて述べる。モンゴルでは家畜の採食を基本的に草地での放牧に頼るが、冬から春には一部の弱小ヒツジ・ヤギと出産後のウシに対して干し草を与える。干し草の備蓄量は年毎の冬期気象予想により異なるが、原則としてウブルジューの施設を中心とした半径約一〇〇メートルの範囲では毎年草刈りを行う。ノール行政区のMM(約四〇歳、男性)によると、ウブルジューの施設のまわりはそこでキャンプを始めると、「家畜に踏みつけられ、食われることなく無駄になってしまう。だから秋、その草がまだ青くて栄養分が豊富な状態で刈り取り、乾燥させて保存しておく」のだという。

以上で述べたようにウブルジューは多様な目的に利

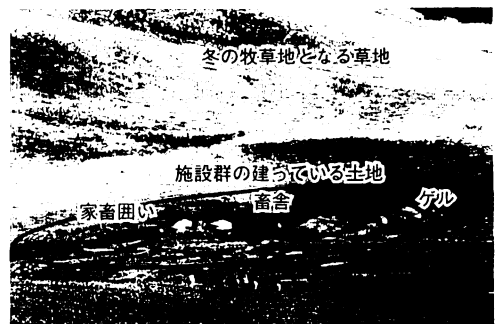


図 2-a ウブルジューの構成要素



図 2-b 家畜囲いと畜舎

用される。このためウブルジュという言葉が示す具体的な物もさまざまである。そこでウブルジュという語を定義するために、ウブルジュを構成する要素を便宜的に次の三つに分ける(図2・a)。すなわち、①家畜囲いと畜舎(図2・b)をはじめとする木造の施設群、②これら施設群の建っている二〇〇〜三〇〇メートル四方の土地、③その周囲に広がる冬場の放牧場となる草地である。なお、家畜囲いとは家畜の頭が出ない程度の目の粗い格子で囲われた牧欄で、「ハシャー」(hashaa)とよばれる。これに対して畜舎は、丸太が隙間なく組み上げられた壁と板葺きの屋根で覆われ、「サラブチ」(saranchi)とよばれる。②の土地は「ボーツ」(bouts)とよばれることがあり、①と②をあわせて「ハシャー・ボーツ」よばれることもある。

牧民がウブルジュという語を使うとき、ふつう、①のみ、①+②、または③を念頭においている。②の土地だけが指示されることはほとんどない。しかし、調査者がしつこく質問すれば、牧民は、②の土地に対する権利書をもっていることなどを話してくれる。この畜舎や家畜囲いの底地とでもいうべき、ローカルな概念ではきわめて曖昧であった土地の存在が、一九九〇年代初頭以降の移行プロセスのなかで重要な意味を帯びてきているのである。

本論ではウブルジュという語を分析概念として、狭義には、①と②をあわせたもの、すなわち二〇〇〜三〇〇メートル四方の土地に建てられた畜舎・家畜囲いなどの施設とその土地を指すものとする。そして広義には、③まで含めた、二〇〇〜三〇〇メートル四方の土地、施設、草地の全体を指すものとする。本論ではとくに断りのない限り広義の意味でこの語をもちい

る。

2 ネグデル期のウブルジュ利用

テルメン郡では一九五五年にネグデルが設立された。¹⁴ Yam(約九〇歳、男性)は、「ネグデルに入るときに家畜と一緒にウブルジュ(の囲い)をネグデルにあげた。(ネグデル期には)私有の囲いはなかった」と語る。ネグデルは、それまでは牧民のもちものであったウブルジュの畜舎や家畜囲いをネグデルの共有財産化していった。

テルメン郡の年配の牧民たちに、ネグデル成立以降のウブルジュ利用の変化についてたずねたところ、次の三点があげられた。第一に、畜舎・家畜囲いが増改築され、大型化された。これは一人の牧童が管理する家畜頭数の増大と関連している。また家畜の出産・育仔率を上げるため、以前には家畜囲いのなかった「ナムルジャー」(namujaa: 秋用キャンプ地)と「ハワルジャー」(hawaajaa: 春用キャンプ地)にも家畜囲いが建設された。ネグデルは、これらすべての畜舎・家畜囲いについてその建設資材である丸太と板材の数を数えてネグデルの財産簿に登録した。建材が他の用途に流用されなためである。

第二に、隣接するウブルジュどうしの放牧地の境界が精緻化された。ただしこれは口頭での取り決めであり、地図上に線引きがなされたり、ネグデルの台帳に境界について詳細な記述がなされたわけではない。

第三に、誰がどのウブルジュを利用するかをネグデルが決めるようになった。ネグデルは、ネグデルが所有する各種の家畜群を適切な草地に配置するため、牧民の季節移動を総合的に管理した。牧民JTs(約

五五歳、男性)は言う。「いつ、どこへ移動するかはすべて上からの指令でなされていた」。また、ネグデル期には「三世帯が『生産小隊』(suur)として組織された。生産小隊は原則として毎年一緒にひとつのウブルジュで冬越しした。たとえばJTs家はいつもJTsの母と弟の世帯との三世帯でひとつの生産小隊をなしていた。ある生産小隊がどのウブルジュを利用するかについては、ベースとなるウブルジュはあったものの、年ごとの気象条件によって変わった。またJB(四九歳、男性)によれば、管理している家畜の種類や頭数によってはベースとなるウブルジュをもたない世帯もあった。

ネグデルが、あるウブルジュをどの牧民に利用させるか判断をくだすさいには、ネグデルができる以前の持ち主やその子孫を優先的に配置する配慮があった。TSDはネグデル期に長年、幹部の役割を務めてきたが、彼によると「ひとつのウブルジュには一〜三世帯を割り当てていたが、昔からそこを使っていた年長者を優先した。そしてその子らもそのウブルジュで冬営させた」。モンゴルでは男女にかかわらず年長者は尊敬される。この事例は、社会主義期の国家権力ですら、あるウブルジュをネグデル期以前から利用してきた年長者の利用権を尊重し、またこの権利が子孫に継承されていたことを示す。

一方、とくに条件のよいウブルジュは、それまでの利用者ではない生産性の高い牧民、すなわち「アラガ」(¹⁵araga: チャンピオン)という称号を国家から与えられた牧民に割り当てられた。ノール行政区のBKh(四九歳、男性)によれば「ノール行政区内にはヒツジ・ヤギの冬越しに条件のよい、ツァロー、イヒ・

オール、ナストという三つのウブルジュエがある」。これらはその立地により、冬に比較的温暖で雪が少なく、水の便がよく、また隣のウブルジュエから十分な距離があるため広い草地が利用できる。それらはアラガたちが得た。「アラガは、他の人たちが三〇〇頭のヒツジ・ヤギを世話しているときに千頭を世話していた。それで、ウブルジュエもよいところを得た」という。生産業績をあげるによりツアローの利用権を獲得したYUDの例をTSDの語りに依拠して述べる。YUDはもともとボルハントを利用していた。ボルハントは、YUDの祖父、父、そして本人へと代々継承されてきたウブルジュエである。ところがYUDは「県のアブラガ」になった時にネグデルから、自分でウブルジュエを選んでよいといわれ、ツアローを選んだ。ツアローは、近くに凍りにくい泉があり、ヒツジ・ヤギの出産メスを冬越しさせるのに適していた。彼はネグデル期に三〇年間これを使い、民営化でこれを得た。

一方、ウシを飼育する牧民は、多数派を占めるヒツジ・ヤギ牧民とは事情が異なっていた。旧ウグームル・ブリガード（ブリガードは体制変化後、行政区に改組された。ウグームル・ブリガードは現在のシオルガハ行政区の領域をカバーする）で長くウシ飼いを務めたZN（約九〇歳、男性）は次のように語った。搾乳の最盛期である夏には、ウグームル内のウシ牧民約三〇世帯が集住させられ、冬にもウシ飼いは二―三カ所の大きなウブルジュエに集住した。春と秋にはどこでキャンプするの自由だった。

基本的にネグデル期には、ウブルジュエを利用する権利がネグデルの管理のもとにあった。ただしキャン

プ地選択に関する経験と記憶は人により異なる。これは担当した家畜の種類や、各人が労働者としてもっともよく働いた時期、その時期におけるネグデルの方針の相違によるものと考えられる。

Ⅲ ウブルジュエの構造物の分配

1 ネグデルの解体

一九九一年、テルメン郡でネグデルの解体と民営化が始まった。ネグデルの幹部であったTKh（四九歳、男性）の証言に依拠してそのプロセスを述べる。TKhはネグデル期には会計士の技能を生かして郡レベルでの高位職を歴任した。そして一九九三年にはウグームル行政区（のちのシオルガハ行政区）長の任に就き、テルメン郡を構成する一行政区の財産分配を総指揮する立場から、郡全体の民営化の動向を把握していた。一九九一年、ネグデルの資産総額の約三〇パーセントが私有化された。このとき、家畜は元ネグデル員には原則として一頭、国家公務員には四頭、その家族らには年齢や勤労年数に応じた頭数が分配された。春・秋キャンプ地の家畜囲い、動力機械等も元ネグデル員に分配された。一九九二年から一九九三年にかけて残り七〇パーセントの財産が分配された。この中にウブルジュエの畜舎・家畜囲いが含まれていた。

人びとは、ネグデル民営化の過程で起きたことを「ウブルジュエをくれた」などと語る。この語りは実際には、ウブルジュエの畜舎や家畜囲いが分配されたことを意味する。「ハシャー・ボーツをくれた」という表現を用いて、民営化で自らが取得した財産を家畜囲いとその底地に限定して語る人もいた。分配された囲い

には秋・春キャンプ地の施設も含まれていたが、牧民は春と秋のキャンプ地に必ずしも囲いが必要とは考えていなかったのですぐに解体された。

2 ウブルジュエの分配過程

ウブルジュエの畜舎・家畜囲いの私有化プロセスは、TKhによれば次のとおりである。最初に、ネグデル内のすべての畜舎と家畜囲いに対して、ネグデルの財産簿に記載されている建築資材の数量を基準に価格がつけられた。次に、旧ブリガードを単位として、各ブリガード内の全ウブルジュエ施設の総評価額が計算された。これを各ブリガードの人口で割り、一人あたりに割り当てる資材の量が金額に換算されて提示された。実際の分配作業では世帯が単位とされ、各世帯の世帯員数が資材の分配における重要な判断要素となった。そして、ブリガードから改組された行政区において、行政区内の世帯数とウブルジュエの数の関係から、複数の世帯が共同でひとつのウブルジュエの建築資材を得るものとされた。

具体的に、あるウブルジュエをどの世帯に割り当てるかが決定されたプロセスを、もともと人口密度が高く、分配の難航した旧ウグームル・ブリガードすなわち後のシオルガハ行政区を例として述べる。そこでは一人あたりに分配される建築資材の額は八三〇\$（=logrog モンゴルの通貨単位）であった。個々のウブルジュエについてその価格を根拠に、何人が共同でこれを取得すべきかが決まった。オヨンギン・ウブルジュエを例にとると、その畜舎・家畜囲いの総評価額は一三万\$であった。これを八三〇\$で割ると一五六人となる。世帯員数を合計すると一六となる

三つの世帯が選ばれ、このウブルジューから木材を得よう命じられた。ウシ用の大型ウブルジューは、個別の世帯単位が利用するには大きすぎたので畜舎と家畜囲いは解体されて木材そのものが分配された。これはオヨンギーン・ウブルジューで不足した〇・四人分の木材など、他のウブルジューで生じた不足分を補うのに利用された。

以上からわかるのは、ウブルジューの畜舎・家畜囲いの分配はあくまでもその建築資材の分配であり、そのときに土地は付随していなかったということである。取得した丸太や板材をどのように使うかは各世帯の自由に任された。畜舎や家畜囲いを解体して自世帯分の木材を取り出し、燃料として消費したり、別の場所に運搬して建材として再利用したり、他者に売却することもあった。だが多くの世帯が、取得した木材が含まれている畜舎・家畜囲いとその周辺の土地をそのままの形で当初の目的どおりウブルジューとして利用した。

次に、ウブルジューを分配する側にあつたTKHと与えられる側にあつた牧民たちの語りから、ウブルジューをどのように分配するかが決定される過程に大きな影響力をおよぼした諸要因を抽出する。もともと重視されたのは、世帯員数と木材の量との数合わせである。この結果、それまで一度も一緒にキャンプしたことがなく親族でもない世帯どうしがひとつのウブルジューを割り当てられ、これらの世帯が冬にそこに集まって一緒にキャンプするという状況が生まれた。

第二の要因として、ネグデル末期にネグデルから冬のキャンプ地としてあるウブルジューを指定され、これを実際に繰り返し利用していた人やその子孫に対し

て、そのウブルジューが優先的に割り当てられた。この結果、ネグデル期に生産小隊とともに形成していた複数の世帯が、たとえ血縁関係がなくなるとも、市場経済化後も同じウブルジューに集まることがみられた。すなわちネグデルからの強制がなくなつた後も、人びとはネグデル期の社会関係と、ネグデルの財産分配の結果に規定されて居住集団を形成している。その意味では、ネグデル期の権力関係の痕跡が、現在の居住集団の構成に影響しているといつてよい。

しかし第三に、以上の原則は、当時の政治権力者の私的な利益関心が介入することによりねじ曲げられることがあつた。その背景として、ウブルジューを実際に分配する作業においては行政区長が、各行政区の現場の事情を把握して指図を行う者として大きな権限をもっていた。そして行政区長といえども世帯単位で牧畜を営む立場にある点では他の牧民と変わりはなかつた。このため、行政区長が自分自身のウブルジューをよい条件で得るために、あるいは近親者を優遇するため、他の世帯に対して上述の基準を無視してウブルジューを割り当てる例がみられた。

さらに、一部の牧民はネグデル末期にネグデルの指示で使っていたウブルジューではなく、ネグデル期以前に親や祖父母が利用していた祖先のウブルジューを返してほしいと希望した。だがこの希望が受け入れられることは稀であつた。

ウブルジューの畜舎・家畜囲いの私有化は、短期間での完了を目指したために機械的かつ強引に行われた面があり、多くの問題をはらんでいた。あるウブルジューでは、建築資材を取得した世帯間でこれを共同で利用する折り合いがつかず、施設を解体して各世帯

が材木をもって別かれた。誰がどのウブルジューを得るべきかに関しては、数年間にわたって論争が絶えなかった。²⁰

IV 分配後のウブルジューの利用と権利

分配されたウブルジューの利用状況は時間の経過とともに変化していった。ノール行政区長PD(約四〇歳、男性)によるとノール行政区にはネグデル末期には七八のウブルジューがあり、ネグデル解体後に一八が新設された。テルメン郡役場には、テルメン郡内のすべてのウブルジューについて一九九七年時点で誰が利用していたかについて記録がある。ノール行政区の一九九七年時点のウブルジューの利用状況とPDからの聞き取りによる二〇〇四年の利用状況とを比較した(表1)。一九九七年と比べて二〇〇四年には利用されているウブルジューが二三減少している。PDによると都市部への人口移動がその大きな要因となっている。ウブルジューを利用している世帯の組み合わせに注目すると、一九九七年と二〇〇四年で変化がないの

表1 ノール行政区の冬営地利用における1997年以降の変化

冬営地の利用状況		冬営地数	
		詳細	合計
放棄		23	23
現存	権利移譲	11	43
	新設	10	
	一部は継続	13	
	完全継続	9	
合計		66	66

(注) テルメン郡の記録(1997年現在)とノール行政区長からの聞き取り結果(2004年)の比較。

は四三のうち九つのみである。残り三四のうち一〇は一九九七年の台帳には名前が記されていないのでそれ以後新設されたものであると推察され、二四は継続して利用されている。後者の二四のうち一一は利用者が完全に入れ替わっていた。

このように、ウブルジューの設備の利用方法、ウブルジューとその利用者の組み合わせ、使われているウブルジューの数、そしてどのウブルジューが利用されているのかが変化しただけを檢討していく。ノール行政区のTSDによれば民営化直後には、それまで定住区で仕事をしていた人びとが失業し、牧畜を開始したので草原の牧畜世帯密度がとて高かった。だが、二〇〇二年冬から二〇〇三年春にかけてモンゴル全土を厳しいゾド（雪害）が襲い、多くの家畜が死んだ。

テルメン郡でも多くの被害が出た。とくにネゲデル期に牧民でなかった者は牧畜開始時の家畜数が少なく、群れの崩壊により牧畜を断念することが多かった。彼らはウブルジューの木材を売却または放棄して、別の生計手段を求めて再び定住区（郡・県の中心地や首都などの都市）へ移住した。他方、老いや就学などの世帯員のライフサイクルによる状況変化により定住区へ移動する世帯も木材を売却した。反対に家畜頭数が増大した結果、分配された畜舎や家畜囲いに家畜が収容しきれなくなった世帯は、与えられた建材の転用あるいは木材の追加により施設を拡張したり、他世帯からより大きなウブルジューの建築資材すべてを買収してウブルジューを自分のものにした。BKhは、囲い二つ、ブンズ（仔畜小屋）ひとつしかないものとナムルジャー（秋のキャンプ地）であった場所、その囲いをすべて解体し森から木を切り出してきて木材を

追加して囲いと畜舎を建て、これをウブルジューとして整備した。さらには、ウブルジューの分配以後に結婚した新しい世帯の増加もウブルジューの利用状況に影響した。これら世帯は夫方か妻方の両親のウブルジューで数年間を過ごした後、一方に落ち着いたり別のウブルジューに移出した。

牧畜経営の規模を拡大しようとする世帯が新規にウブルジューをつくることもみられた。新しいウブルジューは、かつてナムルジャーやハワルジャー（春のキャンプ地）として使われていた場所や、放棄されて施設が崩壊したウブルジューに畜舎や家畜囲いを再建する。そのさい、かつてその場所を利用していた人やその直系・傍系の子孫も個別に利用許可を得ることが必要で、それをして初めて行政区長に報告し、建設が始められるという。新しいウブルジューは外部者によっても多数建設された。一九九〇年代前半から二〇〇〇年代初頭にかけて西部辺境のオプス県（図一）の多くの牧民が全財産をもって首都近郊へ移動した。畜産物を市場に運ぶコストを考慮し、自ら移動して首都近郊で牧畜を営むことを選んだのである。彼らは家畜を追って初夏に故郷を出発し、約一年かけて首都まで旅した。テルメン郡には秋ごろ着いた。厳冬の移動は困難で、初春にはヒツジ・ヤギが出産するので、彼らはテルメンで簡単な畜舎などを建設してウブルジューを用意した。そこで越冬し、春に家畜を出産させた後、再び首都へ向かった。そのときに彼らは、自らの建てた畜舎・家畜囲いをテルメンの人びとに売却した。

国家政策の変化に伴い、ウブルジューに対する法令的な扱いも変わってきた。このため、ウブルジューに

対する権利の移譲の内容も時期によって異なる。その歴史的な変遷を、分配後の牧民によるウブルジューの扱い、法令的な扱い、社会環境という三つの要素の絡み合いとして分配当初から順に整理して示す。

一九九二年、ネゲデルの民営化と同時にネゲデルの財産を元ネゲデル員に私有財産として分配するという国家の方針に沿い、テルメン郡ではウブルジューの建築資材が分配された。その結果、取り分の建築資材を特定のウブルジューに割り当てられた世帯は、その資材を一部とする畜舎・家畜囲いを含むウブルジューの全体を、冬用のキャンプ地として周囲の草地も含めて利用し始めた。つまりウブルジューの資材の分配は、ローカルな文脈において「ウブルジューをくれた」という人びとの言葉が表現するように、ウブルジューを利用する権利の分配としての側面があったといえる。

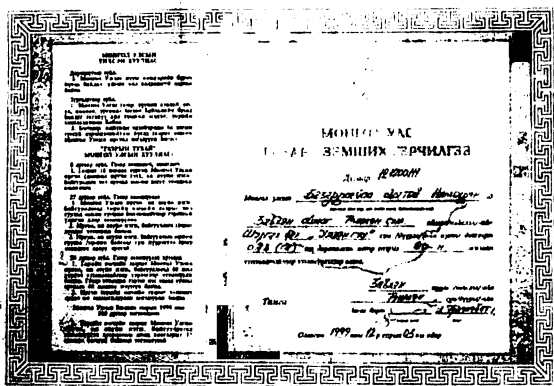
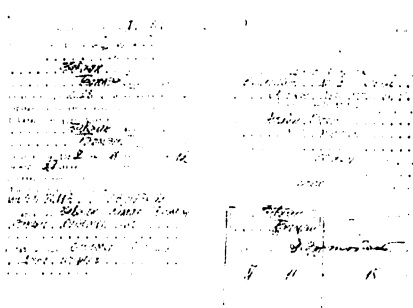
一九九五年、ウブルジューの建造物が占める土地を占有する権利を各世帯に保証する「土地占有証明書」の交付が始まった（写真1・a）。これは、世帯主が国と土地占有契約を交わして六〇年の期限でウブルジューの土地を占有する権利を得るものであった。だが証書の取得には手間と手数料がかかることから、多くの牧民は証書取得に積極的でなかった。

一方で牧民たちは、ウブルジューの資材分配から数年のあいだに、自律的にその利用を変化させてきた。このため、ウブルジューの設備の利用方法、ウブルジューとこれを利用する世帯の組み合わせ、そして実際に使われているウブルジューは変化してきた。

一九九七年、テルメン郡役場はこの状況に対してウブルジューの利用に関する調査を行った。そして、その時点で利用されているウブルジューの名称とそのウ



МОНГОЛ УЛСЫН ХУУЛЬ
ТЭГЭВЭР
1992.07.20



上 (写真 1-a) 1995 年から 1999 年までに発行された土地占有証明書 (風戸真理撮影)
(左) 表紙「モンゴル国の国民の土地を占有する証明書」と記されている。

体裁は、A4 の半分の大きさの用紙を 2 つおりにしてある。

(右) JT の土地占有証明書の中身。

氏名、所属する県郡行政区、ウブルジューの名称などが記されている。1997 年になってから取得されたことがわかる。

下 (写真 1-b) 1999 年の土地占有証明書 (風戸真理撮影)

NS 氏の土地占有証明書。

この証書は、ビスで留められた鏡とその木枠のあいだに挟まれて厳重にしまわれていた。モンゴル国をかたどった証書の上には「NS に、ザブハン県テルメン郡ショルガ行政区の「オラン・ゴー」において 0.78ha の土地を 60 年間の期間、占有させる。」と記されている。左脇にはこれを保証する法的根拠として、モンゴル国憲法、土地法からの抜粋が示されている。

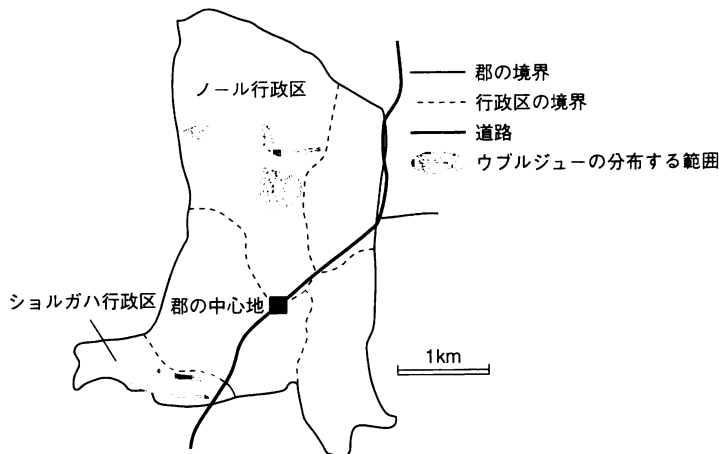


図 3 ウブルジューの分布域

(出典) ノール行政区長とショルガハ行政区長からの聞き取りにより筆者作成。

ブルジューを利用して世帯(複数であることが多い)の世帯主の名前を登記した。そして土地占有契約が済んでいない世帯と契約を結び、占有証書を与えた。その結果、テルメンのすべての牧畜世帯が〇・一〇九ヘクタールの土地の占有証書を得た。ただし、この時点でのウブルジューとそれを利用する世帯の組み合わせは、一九九二年の分配時の組み合わせとは必ずしも一致しない。なぜなら建材の売買による権利の移譲や、結婚した子の世帯の追加といった個人レベルで承認された権利の変化があったからである。一九九七年の施策は、一九九二年のウブルジュー分配以降に人

びとが自律的に行った調整の結果を、ローカルな政府が正当な権利として追認したものと解釈できる。とはいえ一九九七年の登録と契約によって人びととウブルジューの関係が固定されたわけではない。人びとはその後も、絶えず変化する生活状況に合わせて個人間で建材——それと同時にウブルジューを利用する権利そのもの——を売買したのである。また毎年多くの世帯が誕生し、これらがウブルジューの新規利用者として加わった。これらの動きは止まることはなかった。

そして一九九九年二月、土地占有証書の改訂版が

配付された(写真 1・b)。それまでの証書は紙質・印刷ともに粗末だったが、一九九九年の証書は上質紙に金の飾りつきのカラー印刷がなされていた。改訂版土地占有証書には占有権の根拠が、モンゴル国憲法、「土地に関する法律」および「モンゴル国政府の一九九八年一〇〇号決定」から引用され、明記されていた。二〇〇二年には「土地法」が施行され、郡の中心地では土地に対する私的な権利の取得が始まった。だが草原では一九九九年の証明書が保障する権利内容が法的効力をもっている。以上の一連の施策は、ウブルジュー

の土地と世帯の関係を国家が承認し、法的な権利としてこれを保証していく動きであった。

なお畜舎と家畜囲いが移譲されるとき、買い手がこれを木材として別の場所に移動して利用するのか、あるいはその場でウブルジューの施設として利用するのかが、売り手と買い手、そしてそのウブルジューをもに利用している他の人びとのあいだで話し合われる。売り手に代わって買い手がこれをウブルジューの施設として利用する場合には、数年のあいだに郡役場の登記簿を書き換える手続きを取り、ウブルジューに対する法的権利も買い手に移ることが多い。

ウブルジューの利用をめぐる変化の背景としては、社会環境の変化の影響も大きい。牧民がウブルジューを選択するさいに重視する条件としては、畜舎・家畜囲いの大きさのほかに郡の中心地からの距離がある。公的サービスと民間商業サービスが集中する郡の中心地へのアクセスは長い冬を過ごすうえで重要である。

PDによると、集団化以前にはウブルジュー（ここでは狭義のウブルジュー）はテルメンの全域に分散していた。だがネグデル期に郡の中心地が建設され、その近くに多くのウブルジューが設置された結果、郡の中心地から距離の遠いウブルジューの多くが放棄され、ウマ用など特別な用途のものが残るのみとなった。ノール、シオルガハ両行政区において現在利用されているウブルジューの分布を各行政区長からの聞き取りによって図3に示した。とくに面積の広いノール行政区の北側四分の一は冬期に利用されていない。

実際、年金受給者や通学児童をかかえる世帯は郡の中心地とのあいだを頻繁に往復するため、郡中心から近いウブルジューを好む。また家畜の少ない世帯は草

地の条件が悪くとも移動コストを考慮して郡の中心地から近いウブルジューを好む。だが、家畜が多い世帯は、隣のウブルジューとの距離が十分にあり広大な草地が利用できると同時に大きな施設があるウブルジューを選ぶという。

以上からいえるのは、望ましいウブルジューの条件は地域の政治経済の地政学的状況によって変化し、同じ世帯にとっても牧畜経営の状態と世帯構成員の状況に応じて変化するということである。

V 利用が生む価値と権利

1 ウブルジューの本質としてのボーツ

広義のウブルジュー、つまり冬に利用される草地は、郡内でも他の季節に利用される場所から離れた範囲に集中している。テルメン郡では、「土地に関する法律」（五二条二節、二〇〇二年改訂版）（遼二〇〇二・二一七）に従い、郡役場による指導、監督のもと、各行政区長が管轄域内の草地利用状況の把握と調整を行って広義のウブルジューを保護している。

狭義のウブルジュー、つまり冬場のキャンプ地の立地は、北西風が遮断される微地形を必要条件とし、具体的には山地の南麓や、北側に山のある周囲を囲まれた場所が選ばれている。狭義のウブルジューの土壌は、家畜の糞が分解され、乾燥して堆積したものからなる。これは正式には「ウトウク・ボーツ」(otog boots)、一般には単に「ボーツ」とよばれる。ボーツという語は、狭義にはヒツジ・ヤギが毎夜眠るために座り込む場所つまり寝床を、広義にはこれを中心とした冬のキャンプ地全体を指す。ウトウクという語は、ヒツジ・ヤギ・

ウシの糞が分解されて乾燥したものを指す。家畜の寝床には必然的に糞尿がたまる。つまりウトウク・ボーツとは、ヒツジ・ヤギあるいはウシの寝床にたまった糞が時間の経過の中で変化したものである。これを以下ではボーツとよぶ。

BKhは言う。「テルメンでは冬、大地は凍土と化す。ヒツジ・ヤギ・ウシは凍土の上で座りこんで眠ると足が凍傷になり、前足で雪をかき分けて雪の下を草を食べることができなくなり、やがて弱って死んでしまう。ところがボーツは凍ることがない。たとえ表面が凍っても、凍った表土を除去すればその下は何メートル掘っても凍土が現れることはなく、ほこほのやわらかい黒灰色の土、つまりボーツが厚く堆積しているのである。ボーツはヒツジ・ヤギ・ウシが夜に眠るのに不可欠な「マットレス」なのだ。冬のキャンプ地は、北西風が遮られる地形の場所に畜舎や家畜囲いを建てればよいというものではない。そのような地形の中に保温性に富むボーツがあつて初めて、この場所を狭義のウブルジューとして利用することが可能になるのである。さらに、ボーツとこれら施設が揃って初めて、その周囲の草地も広義のウブルジューとして利用できる。つまり、ウブルジューの本質はボーツにあるのである。

ボーツの形成過程については、牧民がある場所をキャンプ地として何十年間ものあいだ繰り返し利用することで造られる。利用するということは、その場所をキャンプ地として適切な状態に保つために労働を投入することでもある。まず、家畜を風雪から守るため、そして同時に風雪によってボーツが侵食されるのを防ぐために、家畜の寝床の周囲に囲いを建てる。そして

ウシの寝床では毎朝搾乳の後で、排泄されたばかりの柔らかな牛糞をシャベルですくい出して囲いに塗り込める。濡れた糞をウシが踏みつけると地面が泥沼状になって凍り、そこにウシが寝そべると体温でこれが溶け、湿気と寒さで家畜の健康が蝕まれるからであるという。夜間に排泄された糞は乾燥と凍結で固まっており、踏みつけられウシが放牧に出た日中に乾燥し、やがて崩れていく。これがやがてポーツになっていく。ヒツジ・ヤギの寝床では数週間に一度、抜け毛を熊手と素手でかき集めて焼却処分する。たまった抜け毛は家畜の尿を吸って凍り、この上でヒツジ・ヤギが寝そべると溶けて家畜の身体が冷える。ヒツジ・ヤギはきれいなポーツの上で眠らせなければならぬという。このように直接には家畜の健康を目的として、囲いの中を湿らせないよう凍らせないように掃除する。このことが期せずして、畜糞を分解・乾燥・堆積させてポーツ化することに役立っている。ポーツは、毎日の牧畜労働を通して家畜の糞を有用な資源に変換したもののなのである。

BKhは、「ポーツができるまでには五〇年も一〇〇年もかかる。ポーツを創ったのは私たちの祖先たちだ」と述べる。実はテルメン郡のあちこちに「潜在的な」ポーツがある。以前は使われていたが使う人がいなくなつて何年もたつ場所や、秋にときどき使われてきたが囲いがなく整備されていない場所である。このような場所に畜舎・家畜囲いを建設してウブルジューとして復興することを「ポーツ・ガルガフ」(buis garagah: ポーツを「生み出す」という。そのとき他のウブルジューのポーツの一部をトラックで搬入することもあるという。ポーツは復興することはできて、

一朝一夕に作ることは決してできない。ポーツは先人たちが実際に家畜とともにそこで生活した、その長い歴史の堆積そのものなのである。

ウブルジューの畜舎・家畜囲いはネグデル設立とともに共有化され、ネグデル解散とともに私有化された。畜舎・家畜囲いは財産として登記されたり価格がつけられ、行政府の指導のもとでその所有権が移動した。だがウブルジューの本質であるポーツはこれまで一度も登記されたことも価格がつけられたこともない。ポーツはお金で買える商品ではなく、長い時間のなかで家畜をそこで飼育するという実践の結果として存在するのである。

2 利用に基づくローカルな「権利」

現在使われているウブルジューのひとつひとつについて地域の人びとは、誰が復興したポーツか、誰が維持や管理をしながら利用してきたのかを記憶しているという。実際、人びとは幼少期を過ごしたウブルジューについては、「親のウブルジュー」、「先祖のウブルジュー」という思い入れをもっている。

ローカルなレベルでは、ウブルジューに対する権利は状況依存的な関係として存在している。たとえば、モンゴルには末子相続と父系単系出自の理念があるが、実際にウブルジューを相続する場合や「先祖のウブルジュー」に対して権利を主張するときに彼らが採用する親族規範は、双系的であるばかりか傍系をも含みこんだものである。ある個人は父方・母方双方の親族関係を遡ることで複数のウブルジューに対して、これを自分の「先祖のウブルジュー」と主張することができ、こうして主張しうるアクセス権を状況に応じて

使い分けている。とくに条件のよいウブルジューについては、「自分の祖先が使っていたものなので自分が得るべきだった」などという主張が蔭では囁かれる。

それと同時に人びとは、親族や地域の人々と良好な関係を保つことにきめ細かい配慮を払っている。このため広範囲におよぶ「先祖のウブルジュー」(複数)に対する権利の主張は、ウブルジューを他者から篡奪するためではなく、むしろ、自然・社会条件の変化によって自分のウブルジューが使えないと判断した年に、誰かのウブルジューを使用することの許可を得る際に、そうした依頼の説得力を高めるために援用される。

ローカルな文脈におけるウブルジューをめぐる価値とこれに対する権利は、実際の利用と維持管理の実践を根拠としている。ウブルジューの利用価値については、来たる冬にあるウブルジューを使うつもりならば、秋のうちに畜舎・家畜囲いを修繕し、ポーツの表面の固くなった部分を掘り起こして除去する作業が不可欠である。ウブルジューはこのような労働投下を通して維持される。反対に、数年間にわたって利用することも補修することもせずに放置すれば、畜舎・家畜囲いが風化したり、板材・丸太を盗難されたりして、そのウブルジューは使い物にならなくなる。一方、権利については、行政がウブルジューに対する占有権を保証するといっているにもかかわらず、人びとはこの権利は実際に利用を続けたいと弱まると考えている。シヨルガハ行政区のBR(約六〇歳、男性)は、本当は息子の世帯と一緒に冬営したいのに、民営化時に割り当てられたウブルジューを何年間も利用しないでいると「ウブルジューなしになってしまふ」と言い、親族関係はないが行政からともにウブルジューを割り当てられ

た世帯と一緒に冬越ししようとしていた。彼は、そのウブルジューの土地占有証書をもっているが、そのウブルジューに対してともに権利をもつ人びとと一緒に設備を修理したり、そこでともに冬を過ごすことなく年月が経つと、彼らから共同権利者として認められなくなるのを恐れているのである。

一方で、彼らは、必要がなくなったウブルジューに対する権利にほとんど固執しない。定住区に生活の場を移すなどの事情でウブルジューを利用しなくなった人びとは、畜舎と家畜囲いの状態がよいうちにできるだけ早くこれを売却しようとする。整備のゆきとどいた畜舎と家畜囲いは高値で売れ、風雪で劣化した施設は安値となる。このことはウブルジューが、実際に利用しながら、清掃や補修といった労働投下をして初めて有用性が維持され、価値が見出される資源であり、利用せず放置すれば時間とともに有用性も価値も減少することを如実に表している。

3 社会・自然環境の変化と 共同的なウブルジュー利用

ウブルジューに対する法的な権利は固定化されつつあるが、牧民のあいだでの実際の利用は排他的ではない。生態学者フェルナンデス・ヒメネス (Fernandez Gimenez 2002) も、牧民は自然環境要因だけでなく社会的要因によるフレキシブルな土地利用を求めていることを指摘している。

まず、社会的な事情でウブルジューの共同利用を依頼されることがある。たとえばBKh家(BKhを世帯主とする世帯をBKh家とする。以下同様)はウブルジュー分配以降、おもに自分のウブルジュー、バル

ターで冬越ししていたが、一九九八年には親戚であるBKhのウブルジュー、オラーン・ハトに入れてもらった。この年、妻方の父の容態が悪く、しばしば見舞うために近くで冬営したいという事情があった。ところが父のウブルジューはBKh家の遊動域から遠く、家畜をそこまで追って連れて行くのと冬越しを控えた家畜の体によくないので、父のウブルジューから一〇キロメートル手前のオラーン・ハトで家畜を越冬させ、そこからウマやラクダに乗って父の見舞いに通った。

BKh家は二〇〇三年冬にはJBのウブルジュー、ハル・ハトに入れてもらった。この冬、両家ともに正月挨拶などのためにエルデネット市へ数週間出かける予定であったため、その間の家畜の世話を交代で協力するために一緒に冬営した。この年には雪が少なく、草地の状態がよかったためひとつのウブルジューをこの二世帯で利用することが可能だったとBKhは考えている。そしてゾドの前は両家ともに家畜所有頭数が多かったため単独で冬越ししていたが、ゾドの後、家畜が少なくなったため他の世帯と一緒に冬営できるようになった。

それとならんで、自然の環境条件が要因となってウブルジューの利用が非原則的になることがある。モンゴル高原では降水と気温の年変動が大きい。このため、どんなに条件のよいウブルジューといえども毎年恒常的に利用可能なわけではない。人びとは、秋までの自然の状態から変化の徴候をみとり、またラジオから得られる気象情報、とくにゾドの予報を聞いて、その年に自分のウブルジューで冬を越すことができるか否かを判断する。「自分のウブルジューの草地の状態がよくないので、あなたのウブルジューとともに冬営させて

ほしい」と他者から嘆願されたら、収容力之余地がある限り断るべきではないことが規範として語られる。

実際に、軽いゾドであった一九九二年の冬、JBのウブルジュー、ハル・ハトは裏山に森があるので冬にも比較的暖かいことから、BKhが一緒に冬営したいと申し出てともに越冬した。JBとBKhはネグデル期、ともにウマ牧民として一緒に仕事をし、一緒に冬越しをしてきた親しい間柄であった。そこにさらにNSらが「オトル」、すなわち本キャンプを別の場所においたまま一部の家畜を連れ、携行性にすぐれた小さなゲル(ger, 移動式天幕)を携えて来た。そして一時的にハル・ハトでキャンプさせてほしいというので、JBはNSをも自分のウブルジューに受け入れた。

二〇〇二年の冬から二〇〇三年の春にかけてのゾドのさいには、シオルガハ行政区のDN(三四歳、男性)は父や友人など親しい関係にある五つの世帯のウマを預かり、オトルでノール行政区へ出かけた。DNはウマを預かった世帯のひとつに自分のヒツジ・ヤギを、そして義父にウシを預けた。DNは、ノール行政区のツアイダムという広い窪地にフルン・タルというウブルジューをもつSD家に「一緒に冬営したい(させてほしい)」と懇願した。SD家は単独で冬営していた。一二月五日、受け入れられて彼らのウブルジューに小型ゲルを立てた。

DNが預かってきたウマは六頭の種ウマが率いる六つの群れからなり、加えて、ウブルジューを借りたSD家のウマの群れ(二頭の種ウマが率いる二頭の群れ)をも一緒に見張った。それぞれ独立した行動をする七群のウマを見張るのは重労働である。DN家の世帯員は夫婦と幼児二人であり、ウマの管理ができるのはD

Nだけである。このため、ウマを預けている世帯の若者が絶えず交代でやってきてはDN家に寝泊まりして放牧労働力となった。この窪地には、他にもウマのオトルのために一時的にやって来る若者が多く、彼らもDN家で寝食した。

春、DNはウマをそれぞれの持ち主に返した。DN家はウマのオトルの間だけという約束でSD家からウブルジューを借りていたが、ツアイダムは他の場所よりも早く草が芽生え、春先の草地条件がよいので、自分のヒツジ・ヤギの群れをここで出産させることにした。三月一〇日、DNは自分のヒツジ・ヤギを連れてきた。フルン・タルには二つの畜舎とひとつの囲いがあつたので、ひとつの畜舎をDN家のヒツジ・ヤギのために使わせてもらった。両家は昼間、ヒツジ・ヤギをまとめて一群として共同で放牧し、夜には群れを家ごとに分けてそれぞれの畜舎に収容した。

筆者はDN夫婦に「SD家にウブルジューの利用に対価を支払ったか」とたずねた。すると「このとき、おもにウマ放牧のためにウブルジューを借り、ウシやヒツジ・ヤギを持ち込まないという条件だった。ウマは遠距離を歩き回って採食する家畜なのでウブルジューの草を食べつくすことはない。だからウブルジューの持ち主には何も払わなかった。もしもウシとヒツジ・ヤギをそこで越冬させようとするれば対価(khulos)を払うことになるはずだ」と答えた。実際にはDN家はSDのウブルジューにヒツジ・ヤギを持ち込み、一カ月以上そこで過ごした。SD家がDN家をウブルジューに受け入れ、さらにヒツジ・ヤギの持ち込みをも許したことの背景には、SD家もDN家と同じように、夫婦と幼児一人で労働力が少なかったこと

があげられる。SD家は、冬には、家畜のなかでもとくに労働力のかかるウマの管理をDNに任せ、春、家畜が一斉に出産する繁忙期にヒツジ・ヤギをDN家と共同で放牧することで、結果として労働力不足を補うことができた。

DN家の例は行政区の境界を越えてゾドから家畜を守ろうとしたものである。このゾドのときには、郡の境界を越えてオトルを行い、現地のウブルジューを利用した者もある。TSG家とその二人の息子の世帯は、この三世帯が管理しているウシ合計一五〇頭とウマ四〇頭を隣接するソンギン郡へ連れて行って越冬した。

以上から、牧民の生活全体のなかでは社会的な諸要因や自然環境の変化によって、ウブルジューを相互に貸し借りしたり、共同で利用するという互助慣行が示された。とくにウブルジューのフレキシブルな利用慣行は、気象条件の経年変動が大きい自然環境において各経営単位がアクセスできる草地範囲を広げるのに役立ち、適応的な意義をもつといえる。

VI おわりに

法的権利とローカルな実践の関係

ネグデルが解体され、その財産が分配されたとき、ウブルジューの建材は私有化されても土地は私有化されなかった。土地はもともネグデルの財産ではなかった。私有化の対象にはなりえなかったのである。実際、囲いや畜舎の建築資材を土地から切り離して別の場所、別の目的に利用した人がある。しかし、多くの人びとは分配された畜舎・家畜囲いをその土地

とともに使い続け、後に、土地占有証書を交付されて土地に対する法的権利を保証された。つまりウブルジューの分配とは、畜舎・家畜囲いという解体すれば木材という動産にもなる財と抱き合わせで、そのいわば底地とでもよべるポーツとその周辺草地という不動産に対する権利を人びとに割り当てたものであった。

だがウブルジューの本質であるポーツは、歴史上一度も財産として登記あるいは価格評価されたことがない。ポーツは、ローカルな文脈においては複雑に絡み合った親族関係の網の目のなかにある「祖先」によって創られ、そして多くの人びとの手によってメンテナンスされてきた。ポーツは、緩やかな利用規範と重複する権利関係の中で形成されてきたものである。

BKhは、「市場経済化の中でウブルジューに対する占有権ができたり、家畜囲いの売買が行われたりしているが、ポーツはお金では買えない」と言った。宮内三〇〇二の言葉をかりればポーツは「歴史的ストック」なのである。宮内はソロモン諸島マライタ島の森を例にあげて、ある種の資源の価値は、文脈から切り離された絶対的な基準によって測られるようなものではなく、これを利用する技術、継続的なケア、さらにこれらを可能にする社会制度があつて初めて生まれると述べている〔宮内二〇〇一・二五六一一五八〕。そして「住民が自然環境との間に作り上げてきた関係、その社会的認知としての共同利用権、さらに人間と人間との間に作り上げてきた相互扶助のシステムなど」を「歴史的ストック」(歴史的に蓄積してきたもの)とよぶ〔宮内二〇〇一・一五六一一五九〕。ポーツは、モンゴルの草原に対して牧民たちが働きかけて生み出されてきたものである。そしてポーツを基盤に作られたウブルジューを

めぐっては地域の人びとのあいだでこれに対する利用を調整する社会制度が作り上げられてきた。これらの点でボーツやウブルジューは歴史的ストックであるといえる。そしてBkhの言葉が示唆するように、歴史的ストックは、長期にわたる社会関係のなかに埋め込まれた無数の実践の束であり、その性質上、商品化することができない。

移行の過程で政府は、ウブルジューに対する占有権を各世帯に保証し、権利の固定化を図ろうとした。興味深いのは、行政が占有権を保証するといっているにもかかわらず、ローカルな人びとはウブルジューに対する権利は利用しなければ弱まると考えているという事実である。たとえ土地占有証書をもっている、彼らは権利を維持するためにそのウブルジューを実際に利用するように努めている。反対に、ウブルジューを利用しなくては法的権利に固執することなく、その施設を売り払い、法的な土地占有権も手放す。つまり人びとは国家が保証する土地に対する占有権を安定した権利とは考えていない。

その背景には、ウブルジューの価値はウブルジューの物的な性質、すなわち簡易な木造構造物からなり、風雪によって劣化しやすいことから、その価値をメンテナンスおよび利用と切り離して保持することは難しいということがある。ウブルジューの核心をなすボーツは、牧畜実践の時間的積み重ねの中で本来は廃棄物であった畜糞が労働投下によって有用な資源と化したものである。そしてウブルジューも、家畜をつれて実際にそこでキャンプするという牧畜実践的な利用をすることでは、その価値は維持できない。

ウブルジューは牧畜経営のうえで重要な位置を占め

る。このため、その権利は人びとにとって死活問題であり、資本投下してその価値を維持、向上させる努力が行われている。にもかかわらずその権利に曖昧な部分が見られるのは、まずもって移行期ゆえの社会経済制度の不安定さと気象条件の不確実性によるものである。このことによってウブルジューに対する牧民独自の権利感覚が醸成され、画一的・永続的に土地の権利関係を示した法の存在だけでは不十分であり、グローバルとローカルな価値がせめぎあう結果となっている。牧民は、社会・自然環境の不確実性に対応するためにウブルジューに対するフレキシブルで共同的な利用慣行を維持しているのである。

土地の私有化に代表されるポスト社会主義的な移行政策のもとにある牧民たちは、絶えず変化する国家の政策と頻繁に出される改定法に対応して、できるだけ多くの権利を確保しようする一方で、親族や長年同じ地域で生活してきた人びととの社会関係を尊重している。つまりウブルジューおよびボーツの歴史性と社会・自然環境の不確実性とを基盤として、ウブルジューを利用する権利はローカルな社会関係に埋め込まれ続けているのである。テルメン郡の牧民たちは今のところ、国家が保証する権利は、実際の利用を重視するローカルな規範にかならずしも優越するものではないとみなしている。結論として彼らは、国家の保証する法的権利と在来利用慣行が時にせめぎあい、複数の権利が重層的に併存する状況において、彼らの日常実践を組み立てているといえる。

付記

本研究は日本学術振興会の特別研究員奨励費(二〇〇三―二〇〇六年)の助成により、モンゴル国

立大学社会科学部人類学・考古学講座のD・トゥメン博士をはじめとするスタッフの皆様と、ザブハン県オリヤスタイ市の balanザイ氏および同県テルメン郡の方々の協力により行われた。京都大学の菅原和孝先生、太田至先生、アジヤ・アフリカ地域研究研究所の皆様、査読者の先生方には多くのご助言、ご指導を賜った。この場をかりて心からの感謝をさげます。

注

- *1 移行期の土地政策、とくに「コミュニティを基盤とした開発」モデルをモンゴルの草地利用に適用することの有効性をめぐる議論は上村「二〇〇六」にくわしい。
- *2 このことは、二〇世紀初頭にモンゴルの地方の支配者は牧地を自らの財産としていたが、他者に売ったり、貸したり担保したという資料が存在しないことから推察される「ロフサンドルジ 二〇〇五(二〇〇四) 一六」。
- *3 社会主義期の家畜管理については風戸「二〇〇六a」を参照。
- *4 土地の所有権は原則として「定住区・都市部」のみで認められる。牧畜地域では冬用キャンプ地など限定された部分に占有権が認められるほかは、草原は一般に共同利用の対象とされ、牧民に利用権はあるが、占有、所有はできない。くわしくは「土地に関する法律」(湊二〇〇二:一〇一―一二二)参照。
- *5 ザブハン県中心の年平均降水量は二一七・七ミリメートルである[National Statistical Office of Mongolia 2000: 187]。
- *6 下位分節としてハルハ、ホトゴイト、サルトルという三つの集団に分かれるが、通婚も進み、社会経済的な差異は小さいため、本論ではその区別を問題としない。
- *7 家畜頭数の内訳はヒツジ約三万三〇〇〇頭、ヤギ約二万頭、ラクダ四〇〇〇頭、ウマ約五九〇〇頭、ウシ三三〇〇頭である(二〇〇三年二月現在)。
- *8 ショルガハ行政区では近年人口と世帯数が増えているのに対して、ノール行政区では一九九二―二〇〇一年の雪冷害による家畜の死亡が多かったため二〇〇〇年以

降、首都などへ移動する世帯が多く人口が減っている。

*9 ネグデル期について人びとの記憶は曖昧になっていたため、当時成人であった現在の年長者たちから断片的な過去についての語りを収集した。

*10 本稿では人びとの年齢を二〇〇四年の満年齢で示す。

*11 テルメン郡の人びとの語り「」の中の（）は、風戸による補足である。

*12 C h D は服役していたが、刑期を終えた後はテルメン郡で暮らしている。断っておくと誰もがウブルジューのために命をかけて闘うわけではない。

*13 ヒツジ・ヤギの群れの日帰り放牧技術の詳細については風戸「二〇六b」を参照。

*14 全国の各郡にひとつずつネグデルがおかれた。これにより行政組織であった郡は、「郡≡ネグデル」という、政治と経済の両機能を統括する組織に編成された。

*15 アブラガとはもともとモンゴル相撲の最高位の称号であったが、社会主義期には生産業績の高い労働者への称号が与えられた。畜産業に従事する労働者がアブラガになるためには、生産ノルマを大幅に超えた好成績を数年連続でおさめる必要がある。仕事に関する技能が高く、熱意の強い牧民でなければならぬ。アブラガには「国家級アブラガ」と「県のアブラガ」の二種類があった。実際に「アブラガ牧民」であるNT（六二歳、男性）は、県のアブラガになったときに贈られた表彰状を大切に保管している。

*16 ツアローはY u D アブラガに、イヒ・オールはB R アブラガに、ナストはN T アブラガに優先的な利用権が与えられた。

*17 ネグデル民営化の詳細と地域差については風戸「二〇〇三」を参照。

*18 木材は一方メートルあたり四万to. (= to. brog モンゴルの通貨単位) と計算され、畜舎や家畜囲い全体の評価額が算出された。

*19 オヨンギン・ウブルジューはその例である。

*20 裁判にまでもちこまれた例もあったというが、その詳細は不明である。このような状況はテルメン郡のなかでも、ウブルジューの数に対して人口の多いシヨルガハ行政区でとくに顕著であった。

*21 二〇〇二年までテルメンには四つの行政区があったが、二〇〇二年にバヤン・アイラク行政区が新設されて五つとなり、ノールの領域の一部がバヤン・アイラクに移譲されたに伴い三八のウブルジューも移管した。

*22 ネグデル期の半定住化政策については利光「二九八三」を参照。

*23 掘り出したブロック状のボーツは燃料として利用される。

*24 社会的な理由でウブルジューを使わないこともある。LY家は結婚後の数年間、夫方の両親とともに「ヨンドル」で冬越ししていたが、二〇〇三年秋に長子が小学校に入学したため、この冬は子どもの通学にあわせて家族が定住地を冬を過ごした。モンゴル国の地方に暮らす人々は、草原と定住区とのあいだを行き来しながら社会的、経済的な諸変化に対処している（くわしくは風戸「二〇〇二」参照）。

*25 ツアイダムは昔からよい草地であった。ネグデル期には灌漑設備のある干し草生産地として栄養価の高い牧草を播種して育て、ザブハン県全体に分配した。それに加えて、家畜に必要なホジルとよばれる有機塩類も析出するので放牧地としても適していた。ただし冬にはツアイダムは全国でもっとも気温の下がる地域のひとつに数えられる。

*26 ヒツジ・ヤギの共同放牧の意義については風戸「二〇〇六b」を参照。

*27 ただし歴史的ストックが有効性をもつのは、それが貨幣経済部門での代替よりも低コストな場合である（宮内二〇〇一・一五九）。Iで土地私有化の促進要因として三番目にあげた草地荒廃は首都近郊での限定的な問題であり、本稿が扱った遠隔地域ではウブルジューは歴史的ストックであり、その維持と利用の費用効果が高い。

参考文献

- Dagvadorj 編 1985. *Telmen sum Negiin Tamitsunlga, Ulyastai khot <Tuyaa> soniny khevekh uidver*.
Ellis J. E., Coughenour, M. B. and Swift, D. M. 1993. *Climate Variability, Ecosystem Stability, and The Implications for Range and Livestock Development*.

In Roy H. Behnke Jr., Ian Scoones and Carol Kerven (eds), *Range Ecology at Disequilibrium : New Models of Natural Variability and Pastoral Adaptation in African Savannas*. London: Overseas Development Institute, pp.31-41.

Fernandez-Gimenez, M. E. 2000. The Role of Mongolian Nomadic Pastoralists, Ecological Knowledge in Rangeland Management. *Ecological Applications* 10(5): 1318-1326.

Fernandez-Gimenez, M. E. 2002. Spatial and Social Boundaries and Paradox of Pastoral Land Tenure: A Case Study from Postsocialist Mongolia. *Human Ecology* 30(1): 49-78.

二木博史 一九九三「農業の基本構造と改革」青木信治編『変革下のモンゴル国経済』アジア経済研究所、一〇三—一三三頁。

今岡良子 一九九三「遊牧民の民主化と遊牧地機会発論——ネグデル離脱後、市場経済を乗り越える独立遊牧民協同組合設立の基盤にたつて」『モンゴル研究』一五・二—二一。

上村明 二〇〇六「ポスト社会主義モンゴル国における牧畜経営——開発モデルと遊牧の実践」『研究叢報』（特定領域研究「資源の分配と共有に関する学際的統合領域の構築——象徴系と生態系の連関をとらえて」、自然資源の認知と加工、研究班報告）一四・一—一八。

蒼野亜希代 一九九五「生産と生活、その変化と不変」『モンゴル研究』一六・二—二一。

風戸真理 二〇〇二「モンゴル国の地方に暮らす人々の遊牧と定住をめぐる移動と世帯間協力——ドンドゴビ県デレン郡の一家族の生活史を中心に」『リトルワールド研究報告』一八・四九—七七。

風戸真理 二〇〇三「市場経済へ移行する社会における地方に暮らす人々の適応実践——モンゴル国ドルノト県バヤンドン郡の牧畜制度と教育制度の事例より」『モンゴル研究』二一・四七—六七。

風戸真理 二〇〇六a「商品世界からこぼれ出る家畜——社会主義期および市場経済化期のモンゴル国における家畜の個性と意味」『人文學報』九三・二—一五五。

風戸真理 二〇〇六b「遊牧民の離合集散と世話のやけ

る家畜たち——モンゴル国アルハンガイ県におけるヒツジ・ヤギの日帰り放牧をめぐる労働の組織化と群れの管理」『アジア・アフリカ地域研究』六(一): 一四三。

ロブサンドルジ・S. 二〇〇五(二〇〇四)『モンゴルにおける土地関係の伝統(古代から二〇世紀初頭まで)』(布袋智子訳)小長谷有紀・辛島博善・印東道子編。内堀基光監修『モンゴル国における土地資源と遊牧民——過去・現在・未来』(特定領域研究「資源人類学・生態資源の象徴化」班、国際シンポジウム記録、二〇〇四年七月八日、モンゴル国立科学技術大学) 七一―七頁。

松本恒雄 二〇〇六『モンゴルにおける土地法・土地私有化法と民法の不整合性——遊牧社会の市場経済化と土地法制の動向』ミニ・シンポジウム「現(旧)社会主義国における土地所有制度改革の比較研究」における報告「比較法研究」六七: 一九一―一九七。

コメント

池谷和信(国立民族学博物館)

一九九一年のソビエト解体を契機に、ロシアを中心とする旧ソ連邦の諸国やモンゴルなどの旧社会主義国の研究が大きく変わった。外国人による現地での長期間のフィールドワークが可能になり、社会主義崩壊以降の地域社会の変化を説明することが大きな研究課題になっている。その結果、現在、これらの地域を対象にした研究では、過去二〇年以上にわたる歴史的变化をふまえて現状を分析することが不可欠となり、当初の予想以上に国家政策の地域への浸透の仕方には地域差(例: ロシアのチュコトカとネネツ)が存在することが明らかになっている。

本論文は、このような状況のもとで、モンゴル国西部を調査対象地にして、モンゴル遊牧民の四季のキャンプ地で最も重要とされる、冬用キャンプ地のウブルジューに注目したものである。筆者は、社会主義崩壊から現在までの過去一五年間における牧民

Mearns, R. 1996. Community, Collective Action and Common Grazing: The Case of Post-Socialist Mongolia. *Journal of Development Studies* 32(3): 297-339.

湊邦生(翻訳) 二〇〇二『土地に関する法律』(二〇〇一年六月七日の改定内容)『モンゴル研究』二〇: 一〇一―一二一。

宮内泰介 二〇〇一『住民の生活戦略とコモンス——ソロモン諸島の事例から』井上真・宮内泰介編『コモンスの社会学』新曜社、一四四―一六四頁。

National Statistical Office of Mongolia. 2000. *Mongolian Statistical Yearbook 2000*. Ulaanbaatar.

小沢重男 一九八三『現代モンゴル語辞典』(第一版) 大学書林。

Sneath, D. 1999. Spatial Mobility and Inner Asian Pastoralism. In C. Humphrey and D. Sneath (eds),

によるさまざまな対応を、おもに聞き取り調査の結果から把握した。本論文では、①ウブルジューとしての畜舎・家畜囲いの私有化プロセス、②それら建築物の資材を分配するなかでの木材の売却や購入の動きからみたウブルジューの数の増減と新たな再編、③一九九七年以降の建築物周辺の土地に対する占有証明書を取得する過程など、時系列的に記述される。そして、ウブルジューは占有権が与えられたにもかかわらず、実際の利用をみるとその場所を相互に貸し借りしたり共同的に利用するなど、牧民の柔軟な対応が存在することを見出している。

しかし、興味深い指摘が数多く散見される本論文だけに、全体的に冗長な記述が多い点は残念である。約五〇名の牧民からの聞き取り結果を示した表1(上述の②)のようなまとめを、①や③の内容に對してもすることで、各時期における牧民世帯による対応の違いを体系的に読者に伝えることができた

The End of Nomadism. Durham: Duke University Press. pp.218-277.

Sneath, D. 2002. Mongolia in The 'Age of The Market': Pastoral Land-use and The Development Discourse. In Ruth Mandel and Caroline Humphrey (eds.), *Markets and Moralities, Ethnographies of Postsocialism*. Oxford and New York: Berg. pp.191-210.

利光有紀 一九八三『オトル・ノート——モンゴルの移動放牧をめぐる』『人文地理』三五(六): 六八―七九。

Tumenbayar, N. 2000. Land Privatization Option for Mongolia. Paper for The Eighth Conference of The International Association for The Study of Common Property (IASCP), Bloomington, USA, May 31-June 4.

のではないだろうか。また、聞き取り調査による内容が実際の牧民の行動として本当にみられるのか否か、現場での彼らの行動からもチェックをしてほしい。おそらく、本論文の対象とする地域での牧畜世帯数は約二〇〇近くと多い点からすると、深く掘り下げるウブルジューをしぼることで精度の高い記述・分析をすることができたかもしれない。

とはいえ、国家政策と現地の牧民の実践とのギャップに関わる本研究は、牧民の利用する井戸などの水資源の占有をめぐる研究や国家政策をいかくぐって独自の資源利用の論理を実践する研究など、資本主義国での牧民のあり方との共通性を見出し、示唆を与えるものである。同時に、本論文が世界の牧民の社会変容研究に貢献するには、社会主義時代(ネグデル期)の牧畜のあり方を、さらに詳細に復元することがいかに重要であるのかを教えてくれる。